

# ○飯塚市ホームページ広告掲載実施要領

平成21年6月1日

飯塚市告示第149号

改正 H24-67

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市広告掲載要綱(平成20年飯塚市告示第240号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、本市のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する広告(以下「ホームページ広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 ホームページ広告は、飯塚市広告掲載基準(平成20年飯塚市告示第242号)及び別に定める基準(以下「掲載基準」という。)に適合するものでなければならない。

(ホームページ広告の規格等)

第3条 ホームページ広告のホームページ上での位置、枠数等は、ホームページの目的を妨げない限度において、別に定める。

2 ホームページ広告の原稿データは、広告主が準備するものとし、市長の指定する仕様に従って製作し、市に提出しなければならない。

(掲載期間等)

第4条 ホームページ広告の掲載期間は、原則として1月以上12月以内とし、月単位で設定するものとする。なお、年度を超えた期間の掲載はできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載期間は、掲載期間満了時に掲載可能枠があるとき等支障がない場合には、更新できるものとする。

3 ホームページ広告の掲載開始は月の初日に行い、掲載終了は月の末日に行うものとする。ただし、飯塚市の休日を守る条例(平成18年飯塚市条例第2号)の市の休日にあたるときは、翌日以降の市の休日でない日に行うものとする。

(募集方法)

第5条 ホームページ広告の募集は、ホームページの管理状況等を勘案して、募集時期、募集枠数、仕様等を定め、市報、ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(申込み及び決定)

第6条 ホームページ広告の掲載を希望する者は、次に掲げる資料を申込書に添付して市長に提出しなければならない。

- (1) ホームページ広告の意匠素材、ラフ・スケッチ等の資料
- (2) ホームページ広告に係る事業等を説明する資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、連絡するものとする。

(掲載料)

第7条 ホームページ広告の掲載料は、別に定める。

(H24-67一改)

(掲載の中止)

第8条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ホームページ広告の掲載を中止することができるものとする。

- (1) ホームページ広告の原稿データが期限までに提出されなかったとき。
- (2) ホームページ広告の掲載料が期限までに納入されなかったとき。
- (3) 当該ホームページ広告の掲載により、ホームページの公共性等を害するおそれが生じたとき。
- (4) 広告主がホームページ広告の掲載の中止を申し出たとき。

2 前項の規定により掲載を中止したときは、その旨を広告主に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 掲載予定者は、市長と契約書(別記)を締結しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年3月13日 告示第67号)

この告示は、告示の日から施行する。